

現 場 説 明 書

特記事項（営繕）
令和 7 年 8 月 1 日以降適用

工 程	(関連工事の調整)・・・約款第2条関係
	工事名
	気高消防署新築(機械)工事
	気高消防署新築(電気)工事
	気高消防署外構工事
	(着工保留、工事中止)
	特になし。
	(指定部分)・・・約款第38条
	特になし。
	(工事の順序)
特になし。	
(休日の工事の施工)・・・標準仕様書関連	
鳥取市の休日を定める条例(平成元年3月30日鳥取市条例第2号)第1条に規定する鳥取市の休日には工事の施工を行わないこと。やむを得ず工事の施工を行う場合はあらかじめ監督員の承諾を受けること。	
(施工時間)・・・標準仕様書関連	
本工事の施工時間帯は、昼間施工(午前8時から午後5時まで)とする。この時間帯以外にやむを得ず工事の施工を行う場合はあらかじめ監督員に通知すること。	
(関係機関との協議)	
必要に応じて関係者と十分に協議を行いながら、工事を進めること。	
(鋼材等の調達の遅れによる工期の延長)	
受注者の責に帰することができない事由により鋼材等の調達が遅れ、工期内に工事を完成できない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。	
(週休2日工事)	
本工事は、週休2日工事の対象とし、 https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1709620874715/index.html に掲載の鳥取市営繕工事における週休2日工事実施要領(令和7年7月29日付鳥取市総務部長通知)に基づき実施すること。	
用 地	(工事用地の確保)・・・約款第16条関係
	工事敷地はA-11図に示すとおりである。駐車場等として敷地内を利用する際は、関連工事と調整を行うこと。
	(敷地の使用の制限)
	敷地の利用については、関連工事と調整を行うこと。
	(工事道路等の制限)
安 全 対 策	特になし。
	(工事用水、電力)
	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及びこれらの官公署への諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。なお、施設管理者と協議のうえ、既存施設内の電力、水等を使用する場合は、子メーターを取付け、その使用前、使用後の読みを記録し監督員へ提出すること。後日請求書を送付するので支払うこと。
	(交通誘導員等)
	一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、次の通り見込んでいる。 ・交通誘導員(警備業者の警備員)延べ30人
仮 設 備	(仮囲い等の安全対策)
	参考仮設図(T-01図)を参考に計画し、災害防止に努めること。
	(リース品の継続使用)
特になし。	
建 設 副	(建設発生土の処理)
	鳥取県登録受入地(約12.1km)を見込んでいる。
	(産業廃棄物の処理)

産物の処理	建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 (産業廃棄物の処理に係る税) 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を見込んでいる。 (再資源化施設への排出) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等は、下表の再資源化施設へ搬出することを見込んでいるが、他の施設への搬出を妨げるものではない。																									
	<table><tr><td></td><td>持込場所</td><td>運搬距離</td><td>再資源化の費用</td><td>備考</td></tr><tr><td>コンクリート塊</td><td></td><td>km</td><td>円／t</td><td></td></tr><tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td></td><td>km</td><td>円／t</td><td></td></tr><tr><td>建設発生木材</td><td></td><td>km</td><td>円／m3</td><td></td></tr><tr><td>その他【 】</td><td></td><td>km</td><td></td><td></td></tr></table>		持込場所	運搬距離	再資源化の費用	備考	コンクリート塊		km	円／t		アスファルト・コンクリート塊		km	円／t		建設発生木材		km	円／m3		その他【 】		km		
		持込場所	運搬距離	再資源化の費用	備考																					
	コンクリート塊		km	円／t																						
	アスファルト・コンクリート塊		km	円／t																						
	建設発生木材		km	円／m3																						
	その他【 】		km																							
	(建設発生土の使用) 特になし。																									
	(再生資源の活用) 特になし。																									
	(事前調査結果の説明・掲示) 建築物等の解体、改造又は改修を行う場合、作業前にその建築物等における石綿含有材料等の使用の有無に関する事前調査を実施し、その結果について書面を交付して説明すること。また、現場内の公衆に見やすい箇所に掲示すること。																									
(埋設物等の事前調査) 特になし。																										
(支障物件) 特になし。																										
(濁水処理) 適正に処理し、排水すること。																										
その他	(支給材料及び貸与品)・・・約款第15条関係 特になし。 (部分使用)・・・約款第33条関係 特になし。 (工事保険等)・・・約款第50条関係 工事に着手する際には、建設工事保険等に加加入するとともに第三者に対する保険にも加入すること。また、保険加入後速やかに監督員に報告すること。なお、保険期間は、原則工事着工から工事完成日に14日加えた日とする。 (履行報告)・・・約款第11条関係 毎月提出すること (労働安全衛生法関係) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべきものとして、同条第2項の規定により建築工事の現場代理人(又は監理技術者)を指名する。 (近隣住民対策等) 既存施設に損害を与えるなどのトラブルが生じないように施工すること。なお、損害を与えたときは、請負者の責任において復旧すること。 騒音・振動・におい等の施設の行事等に支障のある工事については、監督員及び施設管理者等と協議の上施設の行事等に配慮した計画を立て施工すること。 (熱中症対策) 熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。 (現場代理人の兼務) 鳥取市発注工事等における現場代理人の常駐義務の緩和措置について(令和2年6月5日付総務部長通知)に基づき、現場代理人の兼務について協議対象となる工事については以下の条件を全て満たす場合に認めることとする。 1. 対象 市発注工事及び業務(水道局が発注するものを除く。)のうち、以下の条件を全て																									

満たすものについて、合計 3 件まで現場代理人の兼務を認める。

(1) 請負代金額が 1, 5 0 0 万円以上の工事等は、3 件のうち 1 件以下であること。

(2) 兼務の対象となる各工事等の請負代金額が、いずれも 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円）未満であること。

(3) 兼務を行おうとする現場代理人が、他の工事等で建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者となっていないこと。

2. 手続き 現場代理人を兼務させようとする場合は、現場代理人兼務届（様式第 1 号）に兼務の対象となる各工事等の位置図及び工程表を添付し、各工事の監督員に提出する。現場代理人の兼務状況に変更があった場合又は兼務を解除する場合（兼務の対象となっているいずれかの工事等が完成した時も含む。）は、現場代理人兼務状況変更届（様式第 2 号）を各工事の監督員に提出すること。

(情報共有システム)

本工事は、情報共有システムを試行的に利用するものである。鳥取市電子納品・情報共有運用ガイドライン(営繕工事)は別途指示する。

現 場 説 明 書

一般的事項(営繕)
令和3年5月6日改正

1 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。)を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - ア 鳥取市暴力団排除条例(平成24年3月22日鳥取市条例第1号)に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - イ 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ウ この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士(以下、「技術者等」という。)は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (4) 恒常的な雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在することといい、恒常的な雇用関係とは一定の期間(3か月以上)にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が、建設業者が組織として有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

2 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針(第9条第1項を除く。)及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成11年9月14日制定)第4条に規定する調査基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者(共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。)は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者(県内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他市の行う調査に協力すること。また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - ア 建設業者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に参加済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - イ 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

ウ 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

エ 「建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置要綱」の規定に則り、建退共の掛金収納書を提出するとともに工事完成時には使用枚数の実績報告書を提出すること。

3 労働安全衛生の確保について

(1) 労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

(2) 工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 当該工事内容等の周知徹底

ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

エ 当該工事における災害対策訓練

オ 当該工事現場で予想される事故対策

カ その他、安全・訓練等として必要な事項

4 建設資機材の使用について

(1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

(2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

ア 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

イ 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

(3) 建設機械の使用について

ア 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

イ 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

(4) ダンプトラック等による運搬について

ア 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

イ 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

6 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

7 その他

(1) 工事实績情報について

工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一般財団法人）日本建設情報総合センターにインターネット等その他により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。

(2) 本来一体とすべき工事を分割した場合の算定について

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。

(3) 環境保全について

環境に配慮した公共工事とするため以下のことを実施すること。

- ・生活環境の保護・・・施工に伴う騒音や振動の発生を抑える。
- ・自然環境の保全・・・自然環境への影響に配慮した工法や景観保全の検討
- ・地球環境の保全・・・工事資材の選択や発生する廃棄物処理の適正化による地球環境負荷の低減